

日 月 送 受 號 課 局 議 合		欄 號 課 局 管 主	
第	第		
號 送 受	月 月	月 月 2 6. 3.	
日 日	日 日	日 日	

案 起	昭 和 年 月 日	判 決	月 日
受 局 付 課	月 日	合 校	月 日
月 第	日 號	行 施	月 日
主 任	主任	起 案 用 紙	起 案 用 紙 (丙)

給 與 課 長
 長 崎 縣 教 育 民 生 部 長
 給 與 課 長
 朝鮮人労働者に對する
 未拂金その他に關する件
 貴局發第ニ一ノ号を以て仰照合の標
 記の件に付いて左の如く回答いたします

一、朝鮮人に対する未拂金等については

昭和二十一年七月四日厚生省決定第三六号

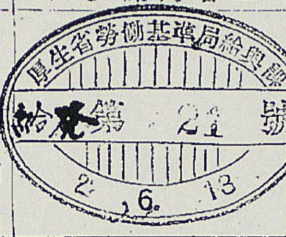
並に昭和二十一年七月十一日給発第六二号に

據るべきものであることは今日に於ては何

算変更されしをうなむから従つて北山

事務官私文書中第四項の二項に

昭和二十一年七月

主 管 局 課 號 欄		合 議 局 課 號 受 送 日	
第 號 送 受 月 月 日 日	第 號 送 受 月 月 日 日	第 號 送 受 月 月 日 日	
		丙	
案 起	昭 和 年 月 日	受 局 付 課	月 第 日 號
主 任	課 長	給 與 課 長	事 務 長
第一復員局經理部長及 朝鮮人労働者給與昇進について 厚生第八号の師匠会に係る省題の件に			
給 與 課 長			

判 決

昭 和 年 月 日

合 校

行 施

昭 和 年 月 日

昭 和 年 月 日

昭 和 年 月 日

昭 和 年 月 日

昭 和 年 月 日

昭 和 年 月 日

昭 和 年 月 日

昭 和 年 月 日

起案用紙 起案用紙(丙)

同じ左の通圖答する

一、朝鮮人が内地に於て委任状を行使する

(昭和三十三年十月十五日)

場合には大蔵省令第八号により委任

状の新持者はその輸入に当たり税関大蔵大

臣の許可ありきと証明しなればなり

右の許可を証明した場合に於て厚生省

駐韓美軍政庁外務所在外九州の領土
前記の行為を爲す権限なく法規上の根
拠を認めらるゝまいから 未拂金の取
扱を実施せしめることは許さなない
尚、預貯金通帳の供託に關しては司法省
と折衝中であるから決定次第通知する

ハ

大日本帝國政府

二、

左の如くある場合、証明し得る原主省

發券第三六号のオキ号に基く、通法を委託を受けた

も、と認めらるゝとき、~~其の~~支拂をすゝことは妨けな

其の支拂にあたりては、~~其の~~通法性に関する調査も

行ふことの必要ないと解された。

（國定規格B5（12×22））

日 月 送 受 號 課 局 議 合				欄 號 課 局 管 主			
第 號 送 受 月 月 日 日		第 號 送 受 月 月 日 日		案 起 昭 和 三 年 七 月 二 日		判 決 七 月 三 日	
戰時中徵用其ノ他に依り内地に移入された 朝鮮人勞務者等に對する未送還 郵便貯金通帳に關する件 遼寧省貯金局長殿 厚生省勞働基準局長 業 日 勞働基準局長 總務課長 主任				受 局 課 付 月 日		合 校 行 施 月 日	
				月 第 日 號		起 案 用 紙 起 案 用 紙 (丙)	

朝鮮人労務者の中、帰郷行方不明等あり

返還し得ざる郵便貯金通帳が関係工場

事業場には多数あり、各事業主が現在保管

して居ります。通帳の処理に困却して居り、

朝鮮人労務者事業主に保管せしめることは、事業の

解散その他の場合も考慮して、その保管の

基準局

万全も期し難いので、各縣府より、処分方法につき
問ひ合せがあります。近き将来に於ける之等

出稼朝鮮人の貯金之通帳処理の問題は、外支上の

問題として取り上げられる事にも豫想せられます

（一）

その保管整理の萬全を期し、度々就て、
（二）

各事業主の保管としてゐる郵便貯金通帳を、
（三）

原簿所管庁に本誌の様を要領に基き一括し

保管せしめたりと思ひます。何分御指図を願ひます。

願ひます。

（本件は、今般の事務に於て、本件は、
と、本件は、今般の事務に於て、本件は、
（本件は、今般の事務に於て、本件は、

記

未返還郵便貯金通帳保管依頼要領

(一)未返還の郵便貯金通帳はその通帳の原簿所管庁に

保管を依頼する事。

(二)保管依頼は左の要領に依ること。

(1)保管依頼書に通帳の種類、額面総額及び合計冊数

を記載し、二種類以上の場合は、種類毎に額面総額

合計冊数も記載し、内譯書には、各帳面額記号、

(通帳記載名義人名)

番号、冊数も記載すること。

(2) 債権者も確知すること、か出来ない場合には、

保管依頼の原因たる事実欄に例へば、

右の貯金通帳は債権者たる依頼者より別紙

内譯書記載の債権者に返還すべき通帳なる如

債権者の居所不明の爲、交付すること能はざる
に(一)又は昭和年月日の戦災により帳簿書類等
焼失の爲債権者を確知すること能はざるにつき
保管依頼」と記載すること。
(3)一括して保管した場合、受取人の一部が判明して
返還の請求をする場合には、事業部は分割拂

を請求する時支拂委託書を京簿所管庁に

提出し、受取人にはその者が返還を受けける正當

な資格のある旨の支拂証明書を交付すること。

(三) 受取人が印鑑証明書を得る事が出来ぬ場合には、

保管依頼者は受取人が返還を受けけるに當つて

使用する印鑑が、同人の印鑑に相違ない旨の

証明書を受取人に交付し、保管庁に提出せしめ
ること。

(四) 其の他保管依頼、返還に關する手續、書式につい
ては、京簿所管庁に問ひ合はせる事。

基發第一一三號

昭和二十二年七月四日

厚生省労働基準局長

逓信省貯金局長 殿

朝鮮人勞務者等に對する未返還郵便貯金
通牒に關する件

戰時中徵用其の他に依り内地に移入された朝鮮人勞務者の中歸鮮、行方不明等の爲返還し得ざる郵便貯金通帳が、關係工場、事業場に多數あり、各事業主が現在保管して居りますが、通帳の處理に困却して居り、個々の事業主に保管せしめることは、事業の解散その他の場合を考慮して、その保管の万全も期し難いので、各都道府縣労働基準局より、處分方法につき問ひ合せがあります。ついては、その保管整理の萬全を期する爲次の要領によつて各事業主の保管してゐる郵便貯金通帳をその原簿所管廳に一括して保管して戴きたいと思ひますので、何分の御配慮を願ひます。

記

未返還郵便貯金通帳保管依頼要領

一 未返還の郵便貯金通帳はその通帳の原簿所管廳に保管を依頼する事。

二 保管依頼は左の要領に依ること

1 保管依頼書に通帳の種類、額面總額及び合計冊數を記載し、二種類以上の場合には、種類毎に額面總額合計冊數を記載し、内譯書には、各帳面額、記號番號通帳記載名義人名冊數を記載すること。

2 債權者を確知することが出来ない場合には保管依頼の原因たる事實欄に例へば「右の貯金通帳は債務者たる依頼者より、別紙内譯書記載の債權者に返還すべき通帳なる處債權者の居所不明の爲交付すること能はざるにつき（又は昭和 年 月 日の戦

災により帳簿書類等焼失の爲債権者を確知すること能はざるに
つき「保管依頼」と記載すること。

三 一括して保管した場合、受取人の一部が判明して、返還の請求
をする場合には、事業主は分割拂を請求する爲支拂委託書を原
簿所管廳に提出し、受取人にはその者が返還を受ける正當な資
格のある旨の支拂證明書を交付すること。

三 受取人が印鑑證明書を得る事が出来ぬ場合には、保管依頼者は、
受取人が返還を受けるに當つて使用する印鑑が、同人の印鑑に相
違ない旨の證明書を受取人に交付し、保管廳に提出せしめること
四 其他保管依頼、返還に關する手續、書式については、原簿所管
廳に問ひ合はせる事。

日 月 送 受 號 課 局 議 合		欄 號 課 局 管 主	
第	第		
號 送 受	號 送 受	丙 判決	
月 月	月 月	昭和三年七月九日 七月一日	
日 日	日 日	合 校 行 施	
		案 起 局 課	
		昭和三三年七月九日 七月一日	
		受 付 課 月 第	
		日 號 起案用紙 起案用紙(丙)	
		主任 月 日	
		給與課長 課長	
		新選労働基準局長殿 朝野人々事務者に對する未拂金	
		貴院第四八三號を以て仰報せられたる その他に同する件	

標記の件につき其の処理方法に因しては
昨年十月十二日附第百五十二號を以て通牒
済びあるが、その通牒に従って至急返託を要す
せらるるよう返取計りした。尚、貯金
通帳の処理に因しては、近く解決の見込みであるか
うなもので現状のまゝ保管せらるる。

貴發第一三冊を以て御報告に係る標託の件に
付きその処理方法に關しては昨月十月十二日附号を以
て五七二冊を以て通牒済であるが、その通牒に従つて
至急供託を完了せしめようとするより取計りなすべし。

※

(宛名)

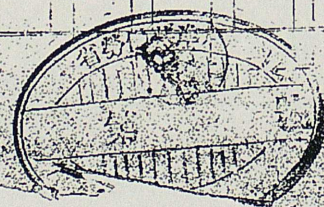
長崎県長崎

電報譯文

日 時	着 信 時	發 信 時	電 文
12月8日午後6時24分		12月8日午後3時58分	長崎県長崎

譯文
大
木

朝鮮人芳翁君、末排金供託は封鎖でも宣敷いか。
ウナ指示之下、長崎県長崎



報

電
報

260

郵便通達

信 送

附

分

寄附送

寄附照

信 受

チヨウセンシ
モヨロシイカウナシ
ンロウムシヤノミ
コウシナロホキ
ハフウサデ

ユンキヨクキ
ロウトウシヨウ
チヨウダク
ウキデ

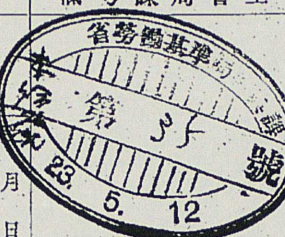
一〇三七
リム五五
ナガサキ
四三三
コ三
五八



22.11.12

省 信 局

三 四 第 四 局

日 月 送 受 号 課 局 議 合		欄 号 課 局 管 主	
第	第		
号	号		
送 受	送 受		
月 月	月 月		
日 日	日 日		

案 起	昭 和 三 年 五 月 十 日	決 判	五 月 十二 日
受 局 付 課	主 任	合 校	五 月 十二 日
月 第	主 任	行 施	五 月 十二 日
日 号	主 任		五 月 十二 日
(送)	主 任		五 月 十二 日

局 長	課 長	監 督 官
案		
年 月 日		
労働省労働基準局長宛		
朝鮮人労働者に対する未拂金について		
四月十日付依基給第一五七号による照会の		

丙

標記の件については通り回答する。

事業主が保有する預貯金通帳の処置に就ては関係面と接渉したる預貯金通帳を供託する

事は種々の困難があるが従来通り各事業主に

保管せしめられたい。従つて預貯金通帳も未処理額

事業場調欄に記載するのは取扱方法に資更け

なほ、後記に附す事、出来な^し急^ぎの未処理と諒解
されたい。

佐基給第一五七號

昭和二十三年四月十六日

佐賀労働基準局長

労働省労働基準局給與課長殿

朝鮮人勞務者に對する未拂金について

本年三月三十一日附本給發第三五號通牒の別紙「貯金額」は未處理事業場欄に記載してあるが本件は「昭和二十一年十月十二日附勞發第五七二號厚生省勞政局長より地方長官宛の通牒」中記の三號及「朝鮮人勞務者等に對する未拂金等の供託要領」の(二)に基いて措置し本縣に於ける取扱については完了し居るものと解してあるが未處理事業場調欄の意は唯單に「取扱方法の變更なきも事實上供託に附さざるための未處理」か否れともその後前記要領の(二)の後半に目下司法省と打合せ中につき追簡別途通牒することとする」とあるので該通牒が發せられてゐるかどうか何れかを至急御回報煩したい

佐賀労働基準局

第一章、第一章、第二章、大蔵省令第七号、第三章、

第三章、

一、住所又は居所を有するもの。

第三章、

政令、適用を受ける債務のあるもの、主務大臣の認可。

第四章、

法務省令、大蔵省令の定め、書式による、明細書。

第六章、

主務大臣は、一定の期間を定め、その期間内に供託する命令を命ずるもの。

第七章、日民法第一七条、第二項、

債権は十年間と定めらるるものと相違する。

第八章、民法第四九五条、第三項、

供託者は、遅滞なく、債権者に供託の通知を為さなければならない。

① 第十一章、

主務大臣、

承領する、大蔵大臣と考へらるる。

○供託書明細書、印刷は行ない。

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

CIVIL PROPERTY COMMISSION
AND BUREAU

Op1 (12 May 49)010/P.

7 June 1949

TO: MINISTRY OF FINANCE, Japanese Government, Tokyo,
Japan

SUBJECT: Claims from Korea

1. The Ministry of Finance is directed to investigate and report in detail on the funds held in Japan as of 15 September 1945 in the following names:

- General
- a. Korean nationals employed in Korea by the Korean Government
 - b. Korean nationals employed in Japan by the Japanese Government
 - c. Korean nationals in the Japanese army
 - d. Korean nationals conscripted for other services and/or labor.

2. Report will give detailed accounting of these earmarked funds, history of disposition thereof, and present balances and location thereof.

S. C. MILLER, JR.
Colonel, Infantry
Deputy Custodian

GENERAL HEADQUARTERS
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS

AG 130 (19 Jul 49)CPC/FP
SCAPIN 2030

19 July 1949

MEMORANDUM FOR: JAPANESE GOVERNMENT

SUBJECT: Foreign Creditors' Yen Deposit Account

1. Reference is made to memorandum for the Japanese Government, file AG 091.112 (21 Sep 45)MG, SCAPIN 39, 22 September 1945, subject, "Protection of Property of Friendly Nations and Their Nationals," from General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers.

2. The Japanese Government is directed to establish a yen account in the Bank of Japan, Tokyo, to be known as "Foreign Creditors' Yen Deposit Account," for the purpose of receiving from debtors in Japan, who are liquidating or dissolving, or from other categories of debtors to be designated by General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers, deposits in favor of the following categories of creditors whose claims were not affected by Japanese Law No. 99, "Hostile National's Property Control Law," of 22 December 1941:

a. Non-resident foreigners (including persons of former Japanese colonial or occupied areas)

b. Juridical entities with head offices abroad whose representative and/or agents or liquidators in Japan have not filed claims for amounts due.

3. The Japanese Government will be responsible for maintenance of the account in accordance with memorandum reference 1 above.

4. The Japanese Government will authorize withdrawals from this account either on direction of General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers, or on demand of beneficiaries who appear in Japan or their duly appointed agents.

5. The Japanese Government is directed to cause the establishment and maintenance of such records as will enable it, commencing 1 August 1949, to submit monthly reports to General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers. Sample form for these reports is inclosed herewith.

6. Within fifteen (15) days of date of this memorandum, the Japanese Government will submit to General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers, Civil Property Custodian a plan for implementing this directive.

FOR THE SUPREME COMMANDER:

1 Incl:
Sample deposit statement

A. J. Rehe
for R. M. Levy
Colonel, AGD
Adjutant General

TZB No. 166
PC/FP R'D 29/7/49.

GENERAL HEADQUARTERS
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS
CIVIL PROPERTY CUSTODIAN
APO 500

130 (13 Jan 1950)CPC/FP

13 January 1950

MEMORANDUM FOR: Ministry of Finance, Japanese Government, Tokyo,
Japan

SUBJECT : Depository for Securities Owned by Non-Resident
Foreigners

1. Reference is made to the following memoranda to the Japanese Government from General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers:

a. File AG 602 (17 Nov 48)CPC/FP, SCAPIN 1965/2, 1 June 1949, subject, "Disposition of Property in Japan of Companies or Persons with Head Offices in Areas Formerly Occupied by the Japanese;" implemented by Japanese Government Cabinet Order 291, 1 August 1949

b. File AG 130 (19 Jul 49)CPC/FP, SCAPIN 2030, 19 July 1949, subject, "Foreign Creditors' Yen Deposit Account."

2. The Ministry of Finance is directed to establish in the Bank of Japan, Tokyo, a depository for the reception and safe custody of securities issued, as a result of liquidation reorganization in accordance with reference 1a above, in the names of non-resident foreigners including persons of former Japanese colonies or occupied areas, and to release such securities on demand to the owners or their authorized agents.

3. The Ministry of Finance will be responsible for the maintenance of the depository, for records of deposits and releases, and for custodial fees incident thereto, until such time as all securities on deposit have been delivered to the owner or his authorized agent.

4. Reports giving the information required by the accounting form, paragraph 5, reference 1b above, will be submitted to Civil Property Custodian, General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers, at the beginning of each month following the first deposit of securities.

5. Implementation of this directive will be included in the requirements stated in paragraph 6, reference 1b above.

E. C. MILLER, Jr.
Colonel, Infantry
Deputy Custodian

GENERAL HEADQUARTERS
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS
CIVIL PROPERTY CUSTODIAN
APO 500

091 (12 May 49)CPC/FP

16 January 1950

MEMORANDUM FOR: Ministry of Finance, Japanese Government,
Tokyo, Japan

SUBJECT: Funds earmarked for Korean Nationals

1. Reference is made to;

a. Memorandum for Ministry of Finance, file 091 (12 May 49) CFC/FP, 7 June 1949, subject, "Claims from Korea," from Civil Property Custodian, General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers

b. Memorandum for Japanese Government, file AG 120 (19 Jul 49)CFC/FP, SCAPIN 2030, 19 July 1949, subject, "Foreign Creditors' Yen Deposit Account," from General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers

c. Memorandum for Japanese Government, file AG 260 (17 Mar 49)CFC/FP, SCAPIN 2030/1, 4 August 1949, subject, "Transfer of Foreign Seamen Beneficiary Funds to the Foreign Creditors' Yen Deposit Account," from General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers.

2. The Ministry of Finance is directed to transfer immediately to the Foreign Creditors' Yen Account, in the Bank of Japan, all earmarked funds as specified in reference 1a above. Subject funds, listed in part in reports from the Ministry of Finance, will be deposited in sub-accounts in the name of the individual concerned.

3. A complete report to be submitted to General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers, within ninety (90) days of this memorandum, will include the following information regarding each sub-account:

- a. Category of funds (factory wages, army pay, etc.)
- b. Amount
- c. Name of beneficiary.

E. C. MILLER, Jr.
Colonel, Infantry
Deputy Custodian